|  |
| --- |
| 告訴状  警察庁長殿  住所　東京都江東区北砂５丁目20番１０－６０９  電話番号　 080-4658-1518  氏名　孫　樹斌　　印  2022年02月16日  告訴人　　孫　樹斌  被告訴人　大崎警察署長  大崎警察署生活安全課　西山警察官  大宇宙ジャパン株式会社　閻　璟菂  特別説明  「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は　私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて　中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。  私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども　今　ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は　「公務員職権濫用」で　違法者へ支援して　一緒に　被害者に再度な加害する。このような社会環境に　日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は　安定な成長できない。今回事件の関連公務員は　すべて　警察に刑事告訴状を送る。  告訴の趣旨  大崎警察署へ何回　被害告訴状を提出したが　けれども　全て受理しません。さらに　ある受付担当の警察官は　「公務執行妨害」の理由で　脅かし、生活安全課の西山警察官は電話で告訴人へ威嚇します。　犯罪捜査規範63条（告訴、告発および自首の受理）、刑法第百九十三条（公務員職権濫用）に該当するので，捜査の上，厳重に処罰されたく告訴致いたします。  被告訴人の大宇宙ジャパン株式会社閻　璟菂の下記の告訴事実に記載の行為は、刑法の第二百三十条1項（名誉毀損罪）、第二百三十三条（信用毀損罪）、第百三十四（秘密漏示）に該当するので，捜査の上，厳重に処罰されたく告訴致いたします。  告訴事実  2021年8月27日（金）告訴人は　初めて　大崎警察署へ行って　事件の告訴について　相談しました。けれども　西山警察官は　資料をコピーしたが　受理しません。  2021年9月16日（木）午後16時　告訴人は　品川労働基準監督へ　行って資料を提出しました。その後　大宇宙ジャパン本社に出社しました。けれども　閻本部長は　110番へ通報しました。会社側は　民法第五百四十条（解除権の行使）により社長承認済みの契約解除証拠を提出しません。  【録音あり】  2021年9月17日（金）朝10時　突然　大崎警察署の西山警察官は　電話を受けました。「逮捕など」を脅かしました。  【録音あり】  2021年9月17日（金）午後16時　大崎警察署へ事件の受理を確認します。複数名警察官は全て噓を話しています。  【録音あり】  2021年10月13日（水）午後17時15分頃　大崎警察署へ告訴状を第1回提出します。まだ　受理できません。  【録音あり】  2021年10月20日（水）午後16時15分頃、大崎警察署へ告訴状を第2回提出します。生活安全課警部は全て噓を話しています。まだ　受理できません。17時40分頃、受付担当に「署長へ　告訴状を提出する方法を教えてください」を聞きましたが、受付担当は「公務執行妨害」の理由で　脅かされました。  【録音あり】  2021年10月27日（水）昼12時頃、品川労働基準監督署監督官とそうだんしたら　会社へ行きました。まだ　110番へ通報しました。3時間ほど　社長の契約「解除権の行使」を確認しました。15時大崎警察署へ行って告訴状について再度相談しました。まだ　受理できません。  【録音あり】  2022年01月04日（火）午後13時50分頃、大崎警察署刑事警察官へ告訴状を提出しましたが　まだ　できませんでした、  【録音あり】  以　　　　上  証拠方法   1. 東京地方裁判所民事第３３部民事訴訟   特別抗告状：2022年2月9日提出済み  抗告審：令和４年（も）第４０００１号　保全異議申立事件（東京地方裁判所（第33部）　佐藤　卓　裁判官、裁判結果：決定）  第1審：令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第33部）　伊藤　由紀子　裁判官、裁判結果：決定）  事件申立：令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第９部）　秋田　智子　裁判官）  ２．詳しい事件進捗、経緯、文書と録音証拠は　以下の資料を参照します。  特別抗告申立書の「事件経緯」（2022年2月21日以後別途送付）  事件ホームページのURL：https://human-rights-and-constitution.github.io/ |